

国名	アルゼンチン
公的年金の体系 保険料財源 税財源 企業・個人年金	
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> ・被用者◎ ・自営業，家族従業者◎ ・協同組合組合員 (cooperative members)，組合専従者，僧侶△ ・専業主婦△ ・軍隊，警察軍および特定の自治体の公務員については適用除外がある。
保険料率 (2008年)	<ul style="list-style-type: none"> ・被用者については，11%の保険料率が適用され，保険料がかかる収入の上限が存在する。また，雇用主については，給与支払い総額に対し10.17%もしくは12.17%の保険料負担となる (雇用主については，16%の保険料率となる)。なお，保険料率には老齢年金以外の社会保険料も含まれる。 ・自営業者については，基本的に所得に比例した保険料が定められている。また低所得自営業者向けに，定額保険料の特別制度がある。
支給開始年齢	<ul style="list-style-type: none"> ・支給開始年齢は男性で65歳，女性60歳であるが，30年以上の拠出期間が必要となる。 ・70歳以上の高齢者については，所得制限がある非拠出制年金がある。
基本受給額	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年6月の最低年金は，16,800ペソ。6月11日の公式レート (1ドル=71.5ペソ) で235ドル。
給付の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・共通基礎年金については，賃金に対して一定水準の掛け率を用いた年金モジュールを算出し，その2.5倍の金額が基本の受給額となる。また，保険料の納付期間が30年以上最大45年まで1年ごとに1%が加算される。 ・被用者については1994年の7月より前に納めた保険料については，過去10年間の平均賃金の1.5%が補償年金 (Compensatory pension) として加算される。 ・同じく1994年の7月以降に納めた保険料については，過去10年間の平均賃金の1.5%が付加年金 (Additional pension) として加算される。
所得再分配	<ul style="list-style-type: none"> ・共通基礎年金が存在し，所得再分配機能を有する。
公的年金の財政方式	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課方式がとられている。
国庫負担	<ul style="list-style-type: none"> ・一部税による財源が用いられている。
年金制度における最低保障	<ul style="list-style-type: none"> ・拠出制年金の合計額の最低額が設定されている。
無年金者への措置	<ul style="list-style-type: none"> ・税による非拠出制年金が存在する。 ・また，年金モラトリアムが政令で公布され，保険料支払いが30年に達しない人についての救済措置がとられている。
公的年金と私的年金	<ul style="list-style-type: none"> ・1994年に民営の積み立て方式の年金制度を選択できるよう制度改正が行われたが，2008年に再び国有化された。